

令和4年3月4日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

産業厚生委員会

委員長 佐 藤 肇

産業厚生委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 閉会中の所管事務等の調査について  
(2) その他
  
- 2 調査の経過 3月4日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。  
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。  
その他で、汚水処理施設の流域下水道への接続計画における並柳地区の接続について、山林にかかる令和6年度評価替えについて、令和4年度地方税制改正について、令和4年度地方税法改正に伴う国民健康保険税の課税限度額の見直しについて、都市構造再編集集中支援事業 都市再生整備計画 小出地区について、魚沼市観光振興計画（案）のパブリックコメントの結果について、浅草山荘における落雪による建物破損事故について、福山峠 緑のふるさと広場における落雪による人身事故について、国道17号羽根川橋の耐震補強工事に伴う交通規制について、落雪による越又川の河道閉塞について、有料老人ホーム「ひめさゆり」の地域密着型特別養護老人ホームへの種別変更について、JR只見線 大白川・只見駅間の雪崩警戒のための計画運休について及び魚沼市自然環境保全条例に基づく保全地区の指定について執行部から報告を受け質疑を行った。

# 産業厚生委員会会議録

## 1 審査事件

- (1) 請願第1号 「最低賃金の改善と地域経済の回復にむけた」意見書の採択を求める請願書
- (2) 請願第2号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める請願
- (3) 議案第30号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について
- (4) 議案第31号 魚沼市高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止について
- (5) 議案第32号 魚沼市障害者住宅整備資金貸付条例の廃止について
- (6) 議案第33号 魚沼市保健センター条例の一部改正について
- (7) 議案第34号 魚沼市農業近代化施設条例の一部改正について
- (8) 議案第35号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正について
- (9) 議案第36号 魚沼市営住宅条例の一部改正について
- (10) 議案第37号 魚沼市有住宅条例の一部改正について
- (11) 議案第38号 魚沼市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- (12) 議案第39号 魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正について
- (13) 議案第40号 魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び魚沼市廃棄物処理施設条例の一部改正について
- (14) 議案第41号 魚沼市医師等修学基金条例の一部改正について

## 2 調査事件

(15) 閉会中の所管事務等の調査について

(16) その他

- ・ 污水处理施設の流域下水道への接続計画における並柳地区の接続について
- ・ 山林にかかる令和6年度評価替えについて
- ・ 令和4年度地方税制改正について
- ・ 令和4年度地方税法改正に伴う国民健康保険税の課税限度額の見直しについて
- ・ 都市構造再編集中支援事業 都市再生整備計画小出地区について
- ・ 魚沼市観光振興計画（案）のパブリックコメントの結果について
- ・ 浅草山荘における落雪による建物破損事故について
- ・ 福山峠 緑のふるさと広場における落雪による人身事故について
- ・ 国道17号羽根川橋の耐震補強工事に伴う交通規制について
- ・ 落雪による越又川の河道閉塞について
- ・ 有料老人ホーム「ひめさゆり」の地域密着型特別養護老人ホームへの種別変更について
- ・ JR只見線 大白川・只見駅間の雪崩警戒のための計画運休について
- ・ 魚沼市自然環境保全条例に基づく保全地区の指定について

3 日 時 令和4年3月4日 午前9時

4 場 所 本庁舎3階 委員会室

- 5 出席委員 佐藤達雄、浅井宏昭、大桃俊彦、富永三千敏、志田 貢、佐藤敏雄、  
佐藤 肇、高野甲子雄、(関矢孝夫議長)
- 6 欠席委員 渡辺一美
- 7 紹介議員 大平恭児
- 8 参 考 人 井上信行
- 9 説 明 員 内田市長、大塚市民福祉部長、武藤産業経済部長、栂沢ガス水道局長、小島市  
民福祉部副部長、星産業経済部副部長、斎藤税務課長、戸田介護福祉課長、  
岡部健康増進課長、大羽賀農政課長、渡辺農林整備課長、斉藤都市整備課長、  
吉田商工課長、鈴木観光課長、佐藤施設課長
- 10 書 記 佐藤議会事務局長、大竹主任

11 経 過

開 会 (9 : 00)

佐藤(肇)委員長 渡辺一美委員から欠席の届出がありましたのでご報告をいたします。定足  
数に達しておりますので、ただいまから産業厚生委員会を開会します。まず本委員会に付託  
されている議案について審議をお願いします。

**(1) 請願第1号 「最低賃金の改善と地域経済の回復にむけた」意見書の採択を求める請願書**

佐藤(肇)委員長 日程第1、請願第1号 「最低賃金の改善と地域経済の回復にむけた」意  
見書の採択を求める請願書についてを議題とします。紹介議員の大平恭児議員は紹介議員席  
をお願いします。それでは大平恭児議員に説明を求めます。

大平紹介議員 皆様のお手元に配布してあります。新潟県労働組合総連合の「最低賃金の改  
善と地域経済の回復に向けた」意見書の採択を求める請願について、補足して説明を申し上  
げたいと思います。請願者から預かってきた内容も一部紹介させていただきたいと思います。  
この趣旨にありますように、この20年間、賃金が上がらない日本に対して、安定した政治を  
直視していくことがとても重要であるということと、同時に中小企業などの支援も必要であ  
るということをあわせて強く進めていきたい。ぜひお力を貸していただきたいということ  
であります。そして、全国労働組合総連合の中で、労働者の各地域の生計費の調査を行って  
おります。その中でも、例えば新潟であっても東京であっても、東北の青森であっても、九州  
であっても、生計費については地域間格差はそれほどなく、必要経費として、非常に今の最  
低賃金の水準にあってないということで、そのことも挙げられておりました。ちなみに紹介  
しますと、新潟市では、これは2021年度で調査をした結果だそうですけれども、男性につい

ても24万2,000円。それから青森市でも24万8,000円、山形でも22万円、東京の北区でも24万8,000円ということで同様の労働者の統一的なかたちの抽出調査になりますが、こうした結果がこのようになりまして、加えてやはり全国一律ということで、請願書の趣旨にある①についても、今申し上げたとおり、生計費がそれぞれ地方であっても同様の額がかかるということと、もうひとつ加えますと、先進主要国でも全国一律最低賃金の基準を設けて、それぞれ金額を設定している。それを毎年やっているという流れがあります。お隣の韓国でもそういう流れになります。今、国でも最低賃金の引き上げについての議論が随分ありますが、地方からこの魚沼市からも声を上げていただきたいということで、今回と同様の請願は県内30自治体に全て送付して審議をいただいているということだそうです。結果についてはわかっていませんが、そういうことが行われているということです。それから趣旨の③について、中小企業への支援策の強化が求められているということで、全労連ではこれも同様に請願の提言書を国に対して出しておりまして、例えば社会保険料は、中小企業にとっては非常に重たい負担で、そこについての軽減だとか、あるいは助成金、今コロナ禍で給付金の措置がありますが、それに加えて助成金の支給を行って、全国で引き上げる基準、それに見合うような支援をやるべきだと、金額も設定して政府に対して提言書を出しているところであります。以上のような形で、この地域の担い手となっている労働者の方々、そして消費者でもあり生活者でもある労働者の方々の生活を守る上でも、最低賃金の引き上げはどうしても必要です。それから、請願書の趣旨の②に掲げている時給1,500円の引き上げについては、先ほど申し上げました生計費、これに基づいて算出して、それを月ベースの20日かける12か月でしますと、24万円くらいだと思いますが、そのくらいの金額がやっぱりどうしても必要だと、その根拠として生計費から算出しているということでありました。最低賃金については、いろいろ主義主張があると思いますが、労働者を守るためにご協力いただきたいと思います。なお、請願の趣旨や内容についても字句の修正や表現の変更もしていただいて審議の上、是非、上げていただきたいということでありました。補足して説明を終わります。

佐藤（肇）委員長 紹介議員の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がある方はいませんか。

富永委員 この請願文書の中で、新潟県とその他のところで可決されたということが紹介されています。新潟県をみますと、新潟県に提出された請願書の内容については1,500円という文言はなくて、新潟県の最低賃金は831円で、全国平均より71円低いというような表現であったり、それから最低賃金の引き上げと、雇用の維持を両方一緒に考えた上で中小企業などに賃上げをしようという環境整備を行なうということと、2,000円を目指した引き上げを行うようにという内容の請願書だと思います。こちらの1,500円以上という金額は書いていなかったんですけど、新潟県では採択されているようですが、採択をされるのも、この趣旨を考えた上で請願書の中にある文言を、新潟県に合致するような内容に書き換えて、そして意見書を提出すると聞いています。ここに新潟県をはじめ、他県でも可決されていると書いてありますが、ニュアンスが違うのではないかと思いますので確認させてください。

大平紹介議員 たぶんそれは以前の請願の内容で、時給も今859円になっておりますし、またコロナ禍で事業者も大変でありますし、労働者も非常に生活が厳しいということで時給1,500円にするべきだという流れの中で、先ほど富永委員がおっしゃったように、共通認識で多くの、例えば連合とかそういうところでも時給1,000円を求めているという流れはありますが、県労

連については1,500円を掲げ、先ほど申し上げました算出根拠を進めるべきではないかと、諸外国も引き上げを行っている、同等水準の引き上げを行うべきではないかということで、あらためて提出しているところだと聞いておりますので、以前と文言や数字的な趣旨も少し表現を変えたということもあるとは思いますが、詳しいことまでは承知してないんですが、大体今のような内容かと思えます。

富永委員 請願の提出先によって文言を変えているのかどうかを確認します。

大平紹介議員 今回の30自治体に提出している請願は、この内容と同様だと聞いておりますので、これは何回も提出されている案件であります、改めて今回提出されたのはこの内容だと聞いています。

富永委員 自分が聞きたかったのは、ここに書いてある新潟県、島根県、富山県、岩手県、京都府などの議会に提出された請願の内容、文章が同様なのか、その対象の議会によって文言を変えているのか、そこを知りたかったんですが。

大平紹介議員 詳しいことまで私は承知してないんですが、各県の同じ系列の労働組合があると思えますが、各県の考え方とか地域の状況によって、金額だとか文言だとか、その表現だとかの違いは私はあるんじゃないかなと。また詳細には、承知してないですけども、引上げの流れは同じだけでも金額や表現や求めるものは多少違いがあったり、温度差があるのではないかなと思われまます。不明瞭なお答えしかできませんが。

佐藤（肇）委員長 ほかにございませんか。

大桃委員 今説明いただいた、全国一律で最低賃金の実現に向けてという議論が始まっているというのは私も認識しています。しかし、そこで考え方を聞かせていただきたいんですが、国はこれまで、各種の給付金や雇用調整金とか、そういう政策を中小企業に対して支援してきました。事業の存続とか、雇用の維持というものを支えてきました。それで最低賃金を上げるということは、今まで支えてきた資源の効果を打ち消してしまうような、そんなふうにも思ってしまうんですけども、また困惑してしまうんじゃないかなというふうにも思われますが、これについてはどのように考えていますか。

大平紹介議員 派遣労働法が改正されて、非正規労働者、いわゆる派遣だとかパート、アルバイトなどの非正規労働者の方々が格段に増えています。皆さんもご承知かと思えますが、それらの低賃金の方々は概ね年収200万円以下が圧倒的に多数です。女性はもっと低いと言われております。だから男女平等ということも言われておりますし、同一労働同一賃金ということが大事だと思います。そもそも諸外国に比べて、先ほど冒頭に申し上げました20年間賃金が引き下げられ続けてきて、その流れの中で、コロナ禍でここ2年あまり非常に生活が困窮している状況があって、政府が支援しているという流れがあると思えますが、そもそもコロナ禍以前から低賃金の環境に置かれてる、特に若い方々が非常に大変な思いをしているというのはご承知のことかと思えます。今回も最低賃金を引き上げるにあたって請願の趣旨では、そもそもベースが低い。そしてコロナの給付金などの国の財政措置というのはあくまでも補助的であり、臨時的である。最低賃金を引き上げることは、そもそもベースを引き上げるということ。それから恒久的に生活の安定と保障とここにも書いてありますが、経済を回復させるには非常に大事なことということで、今のコロナ対策が相殺される、あるいは打ち消されるのではないかというお考えもわからなくはないんですが、私はむしろベースをもっと引き上げて、そして生活を安定して、見合うような賃金体系にすれば、こういうコロナ禍でも

生計が成り立つような基礎的な条件を整備するというのが、国や政府の仕事ではないかと。今の臨時的な給付金措置がひょっとしたらそういうベースを引き上げることによって、政府の税金の財政支出が少なくなる。安定したものになる。不安定だから多額な支出がいるということも関係があると思うので、そういう観点で見ただけであればと思います。

大桃委員 仮にこれが全国一律1,500円とすると、大手の企業が進出してみたいという時に、給料の話になってくると、デメリットがあるのではないかと考えてしまいます。企業進出がしにくくなるという観点もあるんじゃないかと考えますけれど、これについてはどうお考えになりますか。

大平紹介議員 これは労働組合ですから、ちょっと離れちゃうかもしれないけれども、政府の内閣府が以前にもだいぶ前だと思いますが、企業が進出する最大の理由はなにかと、大手の主要企業に問うたアンケート意識調査があるんです。そのときに進出する最大の理由は、需要があるかないかということです。コストがかかるか、かからないか、低いか高いかではなくて、その地域に需要があるかないかです。この地域も水の郷工業団地が整備されておりますが、需要があるかないかで決まってくるという意見が多くの企業からあったと伺っておりますし、またデータも示されております。今のご質問については、生活がいかに安定していて、需要があるかという考え方が企業にはあるということでご理解いただければと思いますし、生活が不安定だったりすれば、この魚沼市内経済も、なかなか低迷から抜け出せない主要な原因ではないかと、私は個人的には思っています。そういうことで、企業の進出についてはそんな状況だと思っております。

佐藤（肇）委員長 ほかにございませんか。（なし）紹介議員に対する質疑がないようですので、これで終結します。紹介議員は自席にお戻りください。（紹介議員退席）それでは、本件について執行部に確認したいことがありましたら発言を許します。ございませんか。

佐藤（達）委員 最低賃金を引き上げますと、地域経済が回復がされてくるということで、条件としましては国から中小企業に対して支援を最大限に拡充すると言いますか、中小企業の運営が立ち行かなくならないように、しっかりと補助を行いながら、最低賃金の引き上げを行うということかと思うんですけれども、そうすれば、ユーターンやアイターン者が増えたりですとか、地域経済が活性化の方に向かっていくんじゃないかと思っておりますけれども、執行部は、そういった点をどんなふうにお考えでしょうか。

武藤産業経済部長 地域経済の活性化ということですが、中小企業が元気になれば、当然のことながらいい好循環が生まれてくるというのはご承知のとおりだと思います。その上で、ちょっと総論的な話になりますけれども、確かに先ほどの大平紹介議員のお話のとおり1997年ぐらいから日本の所得水準はずっと下がってます。今現在も下がり続けています。それを受けて今の岸田政権では、3%の賃上げということで、賃上げ促進と税制をセットにして、経済団体に要望をしております。今の流れですと、大手企業は概ね来年度は、ベアを含めて概ね54%ぐらいの企業が応じるという動きになっております。それをきっかけに、経済の好循環が生まれてくるものと思いますし、そういう経済活動の自然な流れの中で、結果として最低賃金が上がってくるという部分については、大変好ましいと私どもも考えておりますが、ただ一方で、確かに最低賃金を全国一律もしくは一方的に上げるという話になりますと、地方の中小企業にストレスがかかるのは、間違いのないと思いますので、そういう部分については慎重な検討、議論が必要だと考えております。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませんか。

高野委員　魚沼市は寒冷地手当というようなものは出ていますか。

武藤産業経済部長　出ています。

高野委員　東京都には都市手当というのがあると思うんですけど、それは確認できませんか。

武藤産業経済部長　すみません。情報として持ち合わせておりません。

高野委員　東京には都市手当というのがありました。新潟県では寒冷地手当が出ています。そういう中で都市手当は基本給です。寒冷地手当等はいわゆる手当ですので、退職金には影響しません。そういうことで都市と地方には厳然たる格差が残っています。それから今、春闘の時期ですけど、基本的な考え方は民間準拠ということで言われています。それは承知しておりますか。

武藤産業経済部長　民間準拠ということで承知しております。

高野委員　この請願の関係についても、全国一律の要望ですけども、今言ったように、全体的な賃金の決め方については、民間に準拠をするという国の流れになっていまして、そこが官民格差とか、都市の格差の基になってるんだろうと思っています。請願になると具体的にいくらかいいのかというのはあると思うんですけども、官民の格差、それから地方と都市との格差の関係があるということ魚沼市の産業経済部の部長として、確認させてもらってよろしいですか。

武藤産業経済部長　単純な官民格差ということになりますと、人事院勧告に準拠して適正に定められているものと考えておりますし、地域間格差、都市部と地方部ということになると、存在するものだと考えております。ただ、政府の施策のとおり、全国的な賃上げというのを目指して行って、ひとつひとつの課題に対応できるもの、というふうに考えております。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませんか。（なし）ないようですのでこれで執行部に対する質疑は終わらせていただきたいと思います。採決する前に討論はありますか。はじめに本件に反対の討論はありますか。（なし）ないようですので、次に賛成の討論をお願いします。

佐藤（達）委員　先ほど1997年以来、日本の所得水準が下がっているというお話がありました。それが20年以上続いてきたわけですけど、現在の岸田政権では3%アップということで掲げておりまして、大手企業では54%がそれに応じるという話なんですけれども、今、自然の流れの中で賃金を上げましょうという情勢かと思えますけれども、そういう中で、最低賃金にしても、今現在から議論して上げる方向で取り組んでいかないと遅れが出てくると思いますので、並行して、政府に要求を上げるということが必要ではないかと思えます。この最低賃金が上がると経営が困難になるですとか、ストレスがかかるという議論もありますけれども、この引き上げと同時に中小企業への支援策を最大限拡充するということが可能であれば、各地域の中小企業も経営に行きづまるということはないかと思えます。この全労連で、2020年以降、経営者の団体の皆さんと議論を重ねていくということで、最低賃金を引き上げるために中小企業に対して、どんなふうに支援をするかといったところも議論されているということなんですけれども、中小企業の最低賃金の引き上げによって、手元の資金が不足しないようにそういった直接助成金を支給するですとか、あるいは大きな負担になります社会保険料、これは収入の多い少ないに関わらず、どうしてもその社会保険料は一律の支払いが必要かと思えますけれども、こういったところも減免するというようなことも検討されております。ですので、この請願をしまして、そういった賃上げにあわせて、最低賃金の一律アップ

にあわせまして、支援策をしっかりと行っていく、そういう請願だと考えます。また、ここ20数年で、世界の主要国の中で賃金が上がってない国は、日本だけと言いますかね、本当に日本が目立っていますので、最低賃金を一律引き上げることで、地方も元気になりますし、東京の一極集中ということもだんだん軽減されてきまして、地方に若者が戻って地方を活性化するという事は、日本全体が生き帰ってくるということにもなると考えます。最低賃金の引き上げ、全国一律1,500円を目指して、あわせて中小企業の経営を最大限支援という要望ですので、国民の暮らしを守る意見書に対するご支援をお願いしたいと思います。

佐藤（肇）委員長　ほかに討論はありませんか。（なし）ないようですのでこれで討論を終結いたします。これから請願第1号「最低賃金の改善と地域経済の回復にむけた」意見書の採択を求める請願書についてを採決いたします。挙手にて採決を行います。本件を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。（賛成者挙手）挙手少数であります。よって請願第1号は不採択とすべきものと決定されました。

## （2）請願第2号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める請願

佐藤（肇）委員長　日程第2、請願第2号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める請願についてを議題とします。本日、請願者から事前に趣旨説明申出書が提出されておりますので、当委員会として趣旨説明を認めることとしてよろしいかお諮りしたいと思います。本請願を審議するにあたり請願者からの意見を聞くことについてご異議ございませんか。（なし）異議なしと認めます。請願者の趣旨説明を認めることといたします。それでは請願者であります井上信行様は指定の席にお着き下さい。念のために申し上げます。請願者は委員長の許可を得て発言し、委員は請願者に対し、請願等の内容および趣旨説明に関する、質疑をすることができますが、請願者は議員に対して質疑することができないこととなっておりますのでご了承願います。それでは請願者であります井上信行様に趣旨説明を求めます。

井上参考人　おはようございます。私ども全日本年金者組合の関係でご意見を聞いていただける機会をいただきまして大変ありがとうございました。お手元にありますように、老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める請願ということでもあります。既に報道されていますように、この基礎年金が今後30年間にわたって30%も減額されるという報道がされてきたのはご承知かと思います。これから益々、高齢者が増えてきまして、大変な生活になり深刻な状況になってきます。そうなりますと、憲法25条等で保障する健康で文化的な生活を営むことは非常に不可能な状況になっております。そういう点では、基礎年金の改善をしていかなければならないところです。この基礎年金の関係では、話を聞いた状況では、高齢者が増えてきて、若者が出ていくというようなことで、財政的な問題が市の負担になっていると聞いています。今の私どもの年金者組合の中には、一人生活者が非常に多くなっています。生活としては、たまたま自分の家があって、年金を8万円もらって、その8万円の中でやりくりをしていると言うような女性がいて、買い物等はバーゲンでやりくりをしているという話も直接聞いております。たまたま自宅があるため、家賃費用はかかりませんが、光熱費等々も節約して、生活をしている実態がありました。今の方は71歳の女性なのですが、もうひとつの事例を報告させていただきますと、これは84歳の男性ですが、夫婦であります月額10万円の年金を貰って、自宅で生活しており、野菜については隣にある小さな畑を使ってなんと



かやりくりしている。たまたま医療費がかからないものだから、なんとかしのいでやっているという状況を聞いています。安心できる老後を願っている今日でございます。そういう点では、これから一人暮らしが多くなる中では、年金関係の改善をしていっていただけるようお願いしたいということで、皆さんのところをお願いに上がったわけでございます。

佐藤（肇）委員長 請願者の説明が終わりましたので、これから質疑をさせていただきます。請願者に対する質疑はございませんか。（なし）請願者に対する質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。請願者は自席にお戻りください。委員会を代表してお礼を申し上げます。丁寧な説明をしていただき、心から感謝を申し上げます。本委員会として、ご意見を今後の委員会の調査に十分活かして参りたいと思います。本日は誠にありがとうございました。以上で、請願者の趣旨説明を終わります。次に本件に関し執行部に確認しておきたいことがありましたら、これを許します。ございませんか。

佐藤（達）委員 今ほどの請願書からの説明の中で、家があって年金は9万円程度で、買い物等はバーゲンを利用しながらやり繰りしているという、厳しい状況の話がありましたけれども、年金の減額が今後も続いていきますと、年金受給者の生活がますます苦しくなり、場合によっては生活保護世帯への移行によって自治体の財政悪化ということにもつながってくるものが考えられますけれども、市の執行部では、この基礎年金額への支給の改善については、どんなふうにお考えでしょうか。

大塚市民福祉部長 基礎年金の引き上げ等につきましては、またそれを支える保険料を支払う負担等もございますので、そういったことを総合的に勘案しながら、魚沼市というよりも、国全体の年金の仕組みの考え方等もありますので、国が今後全体としてどういうふうな制度を設計していくか、というところを見守りたいと考えております。

佐藤（肇）委員長 ほかにございませんか。（なし）ないようですので、これで執行部に対する確認を終了させていただきます。討論を省略し、採決することに異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。討論を省略し、採決することに決定いたしました。これより請願第2号を採決いたします。お諮りいたします。請願第2号 高齢基礎年金等の抜本的な改善を求める請願について、本件は採択することにご異議ございませんか。（異議あり）異議がありますので、挙手にて採決を行います。本件を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。（賛成者挙手）挙手少数であります。よって請願第2号は不採択とすべきものと決定されました。ここでしばらくの間休憩します。

休 憩（9：45）

再 開（9：55）

佐藤（肇）委員長 休憩を解き会議を再開します。

### （3）議案第30号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について

佐藤（肇）委員長 次に日程第3、議案第30号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長 それではこれより質疑を行います。質疑はございますか。

佐藤（達）委員 この国民健康保険税条例の改正についてですけれども、これは子育て世帯の経済的負担軽減といった観点から、均等割保険料について前年度の総所得金額に応じて、すでに今現在で2分の1は減額措置されているというふうに見ております。7割減、5割減、2割減、あと減額なしと、これが4月1日から未就学児への今回の措置が残りの割合のさらに2分の1減額措置されるととらえているんですけれども、ということは、これは本会議でも説明がありましたけれども、7割減の場合は、残り3割の半分の1.5割として8.5割。同様に5割減が7.5割。2割減が6割減。減税なし世帯でも10割の半分ということで5割減税になるという解釈でよろしいのでしょうか。

大塚市民福祉部長 お見込みのとおりであります。

佐藤（達）委員 これは均等割の減額で、経済的負担軽減ということで良い措置と見ておりますけれども、この減額分というのは市町村等の自治体、あるいは県それから国でそれぞれ負担して、国民健康保険のトータルの収入は変わらないようにしてあるのでしょうか。

大塚市民福祉部長 こちらの財源としましては、減額した分は、地方交付税の事業額に算定されるというふうになっております。そして、また一般会計からの繰り入れ等で、財源は担っていくという形を予定しております。

佐藤（達）委員 地方交付税からということなんですけれども、地方交付税を適用してということは、また改めて県に納めるようなところは特にないということなのでしょうか。

大塚市民福祉部長 地方交付税ということでありますので、そのために何かを負担するということにはならないと考えております。

佐藤（達）委員 先の本会議で、対象世帯はすべての世帯で、令和4年度は118世帯との説明がありましたけれども、この方を対象としました均等割の減額措置につきましては、これは市民に広く周知はしていくのでしょうか。

大塚市民福祉部長 そうしたことにつきましては、また改めて周知をしていく形になろうかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

佐藤（肇）委員長 ほかにございませんか。（なし）ないようですので、これで質疑を終結いたします。討論を省略し採決することに異議はありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これより議案第30号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第30号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### （4）議案第31号 魚沼市高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止について

佐藤（肇）委員長 日程第4、議案第31号 魚沼市高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長 それではこれより質疑を行います。質疑はございますか。

佐藤（達）委員 市の高齢者の住宅整備資金ですけれども、これは具体的にどのような住宅整

備に対して貸付を行っていたか、例を見せてもらえますでしょうか。

戸田介護福祉課長　こちらの制度は、60歳以上の高齢者と同居する世帯に対しまして、60歳以上の親族である高齢者と同居すること、それから高齢者のための居室をつくること等を条件に、増築ですとか改築に対する貸付を行ったものでございます。

佐藤（達）委員　直近の利用状況ですとか、それから廃止をする理由を教えてください。

小島市民福祉部副部長　提案理由でも申し上げましたけれども、合併以来、利用実績がございません。旧町村時代に貸付はあったものとは思いますが、かなり昔でありまして、どのように使われたかまでは承知しておりません。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませんか。

浅井委員　償還を完了していない方は何人いるのでしょうか。

小島市民福祉部副部長　高齢者住宅の整備貸付金につきましては、今のところ3件未償還の方がございます。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し採決することに異議はありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これより議案第31号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第31号　魚沼市高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **（5）議案第32号　魚沼市障害者住宅整備資金貸付条例の廃止について**

佐藤（肇）委員長　日程第5、議案第32号　魚沼市障害者住宅整備資金貸付条例の廃止についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長　補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長　それではこれより質疑を行います。質疑はございますか。

佐藤（達）委員　こちらの直近の利用者の状況を聞かせていただけますか。

小島市民福祉部副部長　こちらにつきましても、合併以降、利用がございませんので直近の状況については承知しておりません。

佐藤（肇）委員長　ほかにありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し採決することに異議はありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これより議案第32号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第32号　魚沼市障害者住宅整備資金貸付条例の廃止については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **（6）議案第33号　魚沼市保健センター条例の一部改正について**

佐藤（肇）委員長　日程第6、議案第33号　魚沼市保健センター条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長　補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長　それではこれより質疑を行います。質疑はございますか。

大桃委員　湯之谷の保健センターを廃止し、その後は地域振興センターへということでしたけれども、その目的を教えていただけませんか。

武藤産業経済部長　今後の利用方針でございますけれども、当面の間、ワクチンの接種会場として使用していくということでございます。また、今後ですけれども、確定ではございませんが、観光協会、それから地域づくり振興公社が一体となった組織になるということで、そちらの利用も含めた中で、今後、具体的な検討に入るという予定としております。

大桃委員　現状の体制の中でやっていくということでしょうか。

武藤産業経済部長　今の流れですと、観光協会が地域づくり振興公社を吸収するような体制になりますので、新体制の状況も踏まえた中で、これはまだ確定ではございませんけれども、その他も排除するわけではなく、並行して検討していくということでございます。

佐藤（肇）委員長　他にございませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し採決することに異議はありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これより議案第33号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第33号　魚沼市保健センター条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### （7）議案第34号　魚沼市農業近代化施設条例の一部改正について

佐藤（肇）委員長　日程第7、議案第34号　魚沼市農業近代化施設条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

武藤産業経済部長　本日配付をさせていただきました追加資料に基づきまして、説明をさせていただきます。本議案につきましては、本定例会に上程をされております議案第42号　財産の譲与議案との関連がございますので、財産の詳細を含めた資料を追加配付させていただくものでございます。（資料「魚沼市柿ノ木もみ乾燥調製施設」により説明）

佐藤（肇）委員長　それではこれより質疑を行います。質疑はございますか。

佐藤（達）委員　柿ノ木地区に無償譲渡をするということなんですけれども、今までこの設備は大きな修繕ですとか、そういったことはなかったんでしょうか。

武藤産業経済部長　大規模修繕ということではありますが、確か数年前にシャッターの修繕を行ったという実績があると思います。

佐藤（達）委員　今後はそんなに大きな修繕はないということで、無償譲渡して、あとは地区で対応可能なものになるということよろしいでしょうか。

武藤産業経済部長　お見込みのとおりでございます。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませんか。（なし）ないようですのでこれで質疑を終結します。お諮りいたします。討論を省略し採決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定いたしました。それでは議案第34号　魚沼市農業近代化施設条例の一部改正についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第34号　魚沼市農業近代化施設条例の一部改正については原案のとおり可決すべきもの

と決定いたしました。

#### **(8) 議案第35号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正について**

佐藤（肇）委員長 日程第8、議案第35号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長 それではこれより質疑を行います。質疑はございますか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し採決することに異議はありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これより議案第35号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第35号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(9) 議案第36号 魚沼市営住宅条例の一部改正について**

佐藤（肇）委員長 日程第9、議案第36号 魚沼市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長 それではこれより質疑を行います。質疑はございますか。

佐藤（達）委員 この住宅の廃止なんですけれども、これは老朽化のためと書かれておりますが、今現在のこの住宅の使用状況等がありますでしょうか。

星産業経済部副部長 今現在、この住宅の入居者はございません。

佐藤（肇）委員長 ほかに質疑はございますか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し採決することに異議はありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これより議案第36号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第36号 魚沼市営住宅条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(10) 議案第37号 魚沼市有住宅条例の一部改正について**

佐藤（肇）委員長 日程第10、議案第37号 魚沼市有住宅条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長 それではこれより質疑を行います。質疑はございますか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し採決することに異議はありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これより議案第37号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第37号 魚沼市

有住宅条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### (11) 議案第38号 魚沼市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

佐藤（肇）委員長 次に日程第11、議案第38号 魚沼市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

星産業経済部副部長 本会議におきまして図面の追加資料を提出してほしいということがありますので、本日追加資料として配布をさせていただいております。（資料「魚沼市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正 説明資料」により説明）

佐藤（肇）委員長 それでは質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

浅井委員 今回、この駐車場を増やすことなんですけれども、1世帯あたりの所有者の車の所有が増えたから、駐車場を増やすということによろしいでしょうか。

星産業経済部副部長 広神住宅Bの駐車場につきましては、屋根付きの駐車場もあるんですけども、世帯で2台の車を持っていたりする世帯がございますので、駐車場を増やしてくれという要望がございまして、今回7区画を増やしたものであります。

浅井委員 今回7区画を増やすということなんですけれども、7区画を増やすと何か所くらい埋まる予定でしょうか。

斉藤都市整備課長 広神Bの入居者が空き住宅が2個ありますので、7個のうち5個が埋まるというふうに聞いております。

大桃委員 入居者世帯数はどのくらいですか。

斉藤都市整備課長 特定公共賃貸住宅の広神住宅B棟につきましては32世帯あります。

大桃委員 32世帯ということで、屋根付き駐車場は32個と。今回7区画増やして屋根なしが駐車場が25個ということで、複数の世帯数の中で要望しているということでしょうけれども、今回増やした場所というのは今まではどういふものだったんでしょうか。

斉藤都市整備課長 通路であったり、ベンチを置いてフリースペースとしていたような場所があります。

大桃委員 屋根付きの駐車場の要望はなかったのでしょうか。

斉藤都市整備課長 屋根付きの駐車場については要望がありませんでした。

大桃委員 屋根付きの駐車場が欲しいということであれば可能なんですか。

斉藤都市整備課長 スペースに余裕がありませんので、屋根付きはこれ以上増やすことが難しいかと考えています。

佐藤（肇）委員長 ほかにございませんか。（なし）ないようですのでこれで質疑を終結します。お諮りいたします。討論を省略し採決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定いたしました。それでは議案第38号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第38号 魚沼市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### (12) 議案第39号 魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正について

佐藤（肇）委員長 日程第12、議案第39号 魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長 それではこれより質疑を行います。質疑はございますか。

佐藤（達）委員 入広瀬の在宅介護支援センターがなくなるということなんですけれども、在宅医療提供等には問題はないんでしょうか。

小島市民福祉部副部長 問題ないものと考えております

佐藤（達）委員 これからは地域包括支援センターに変わっていくと思いますけれども、特にサービス低下は、ないということよろしいですか。

小島市民福祉部副部長 委員のお見込みのとおり、地域包括支援センターがその役割を担いますので、特に問題はありません。

佐藤（肇）委員長 ほかに質疑はございますか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し採決することに異議はありますか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これより議案第39号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第39号 魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### **(13) 議案第40号 魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び魚沼市廃棄物処理施設条例の一部改正について**

佐藤（肇）委員長 日程第13、議案第40号 魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び魚沼市廃棄物処理施設条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長 それではこれより質疑を行います。質疑はございますか。

大桃委員 新たに浄化槽法が追加されて入れられています。今までこの所管はどこがしていたのか聞かせてください。

大塚市民福祉部長 し尿処理条例ということで市で所管をしておりました。

佐藤（達）委員 浄化槽の清掃は従来から行われていたものと考えていますけれども、許可制にした理由というのは、どういうことなのでしょう。

大塚市民福祉部長 従前からし尿処理条例で定めていたというもので、し尿処理条例から廃棄物及び清掃に関する条例に移したということでもあります。

佐藤（肇）委員長 ほかに質疑はございますか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し採決することに異議はありますか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これより議案第40号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第40号 魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び魚沼市廃棄物処理施設条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### (14) 議案第41号 魚沼市医師等修学基金条例の一部改正について

佐藤（肇）委員長 日程第14、議案第41号 魚沼市医師等修学基金条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長 それではこれより質疑を行います。質疑はございますか。

佐藤（達）委員 この改正ですけれども、これは市で就学支援を行いまして、卒業後に市内で医師として赴任してもらうための基金条例と思いますが、現在の就学支援対象者は何人ほどおりますでしょうか。

岡部健康増進課長 最新の数字を持ってこなかったんですが、昨年までで医師4名、看護師22名に対して修学支援しております。

佐藤（達）委員 基金の増額なんですけれども、今後、就学支援対象者が多くなってくるといった見込みからの増額なんでしょうか。

小島市民福祉部副部長 それらもありますけれども、毎年、条例改正で少しずつ積み上げるよりも、これから令和10年までの貸付を想定いたしまして、今回1億円を積ませていただきたいというものであります。

佐藤（達）委員 この制度は市独自の制度と承知しているんですけれども、コロナ禍で生活困窮によって、返済に滞りがあるといったことはありませんでしょうか。

小島市民福祉部副部長 今までの貸し付けの中で1件ほど返済が滞っている方がおりますけれども、それ以外の方は今のところ返済に問題はございません。

浅井委員 将来的に基金が不足しそうということで、今回1億円をあげるということなんですけれども、1億円をあげてからの取り組みというのは何か考えていますか。医療関係者を増やしていこうというような取り組みが何かありますか。

小島市民福祉部副部長 修学資金を貸し付けることによりまして、経済的に困窮されている方が将来、医師及び看護師を目指している方に対しての資金でありますので、それをもって市としては医師、看護師を確保したいという趣旨であります。

浅井委員 市としてこれから目指して行く医療関係者をどれくらい増やしたいと考えていますか。

小島市民福祉部副部長 皆様ご存じのとおり、医師それから看護師については潤沢にいるというわけではございません。地域医療を守るためにも、できる限り修学資金を使って地元に戻ってきていただきたいという考えであります。どれくらいの人数かという話であります、今現在の地域医療が賄えるほどの人員確保というのが今のところの目標でございます。

佐藤（肇）委員長 ほかにございませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し採決することに異議はありますか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これより議案第41号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第41号 魚沼市医師等修学基金条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。ここで市長が所用のため退席をされますので、市長から何かほかにあるようでしたら、受けたいと思います。（なし）委員の皆



様から市長に対し何かございませんか。(なし) ないようですので、それでは、これで市長及び議案に関係の職員からは退席をしていただきたいと思います。しばらくの間休憩といたします。

休 憩 (10 : 35)

(執行部退席)

再 開 (10 : 36)

佐藤(肇)委員長 休憩を解き会議を再開します。

### (15) 閉会中の所管事務等の調査について

佐藤(肇)委員長 日程第15、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りいたします。本委員会が開会中に所管事務等の調査を行うことについて議長宛てに申し出たいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって閉会中の所管事務等の調査については議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

### (16) その他

#### ・ 汚水処理施設の流域下水道への接続計画における並柳地区の接続について

佐藤(肇)委員長 日程第16、その他を議題といたします。まず最初に汚水処理施設の流域下水道への接続計画における並柳地区の接続についてを議題といたします。資料が配布されておりますので、執行部に説明を求めます。

椛沢ガス水道局長 流域下水道の接続事業につきまして、令和2年3月の当時の産業建設委員会で概要について、説明をさせていただきました。2年が経過をいたしまして、事業計画の変更等の事務を進めてまいりました。来年度の令和4年度より、並柳地区の接続について実施設計をする段階にきておりますので、現在の状況について説明をさせてもらいたいと思います。説明は施設課長からさせていただきます。

佐藤施設課長 (資料「流域下水道への接続計画平面図」について説明)

佐藤(肇)委員長 説明が終わりましたのでこれから質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

浅井委員 今、横根の処理場が廃止になるという話があったんですけども、この先、廃止される処理場もどんどん出てくると思うんですけども、廃止された処理場はすぐに壊すのか、それともしばらくそのまましておくのか教えてください。

佐藤施設課長 横根処理場につきましては、令和6年度に施設内の機器の撤去を行います。ただ、処理場の建物自体は補助金の返還だとか、いろいろな問題がありますので、まだ存続することになります。

佐藤(肇)委員長 ほかにございませんか。

佐藤(達)委員 県の管理という話が出たかと思ったんですけども、県の管理と市の管理の関係を教えてください。

佐藤施設課長　　まず流域下水道と呼ばれるものが、新潟県が管理する下水道になります。それから魚沼市で管理する公共下水道が今、小出の全域それから、堀之内の一部、それから湯之谷の一部、それから広神の一部がすでに流れ込んでおります。

佐藤（達）委員　　そうしますと資料の最初のページにあります、流域下水道への接続平面図の中で、この黒の線でずっと縦断しているところは、これからつくるものとして県が管理していくとこのことよろしいでしょうか。

佐藤施設課長　　今のところ市で管理する黒線の部分については、市で管理する処理場で下水、汚水の処理をしています。今後は処理場を廃止していきながら、流域下水道の新道島にある堀之内浄化センターで汚水の処理をしていくという計画になります。

佐藤（達）委員　　予算が40億という話でしたけれども、これは市と県の分担的などころはあるのでしょうか。

椛沢ガス水道局長　　工事費はすべて市の事業で支出します。補助金が2分の1、起債が45%、一般財源が5%の財源内訳で工事を進めていく予定であります。

佐藤（肇）委員長　　ほかにございませんか。（なし）ないようですので本件については以上とさせていただきます。

#### ・山林にかかる令和6年度評価替えについて

佐藤（肇）委員長　　次に山林にかかる令和6年度評価替えについてを議題といたします。資料が配布されておりますので執行部から説明を求めます。

大塚市民福祉部長　　山林にかかる令和6年度評価替えにつきまして、説明をさせていただきたいと思っております。本市の土地評価額につきましては、合併前の旧町村間でばらつきがありましたが、整理統合につきましては、合併後に行われることとされておりまして、これまで順次、宅地と農地について、統合、評価替えを実施してまいりました。この度、まだ統合されていない山林につきまして、集約、評価替えの準備が整いましたので経過も含めまして、ご説明したいと思います。詳細につきましては、税務課長に説明させますのでよろしく願いいたします。

齋藤税務課長　　（資料「山林にかかる令和6年度評価替えについて」により説明）

佐藤（肇）委員長　　質疑はございませんか。

富永委員　　何点か質疑させていただきます。合併が平成16年で評価をする基準年が3年ごとだとすると、合併後からすると、平成18年、21年、24年、27年、30年、令和3年に評価替えをして課税の基準を決めるということであったと思いますが、これまで平成21年に宅地の見直し1回、平成24年、27年に農地の見直しをしている。山林はしていなかったということですか。この評価替えは3年ごとに見直すことが、必要なんじゃないのでしょうか。

齋藤税務課長　　3年ごとに評価替えが行われるということになっておりますが、実際にその大本となります評価単価については、大きく変わる要素がなければ、そのまま引き続いてということになるんですけれども、統合して評価額を変えるということになりますと、近傍の売買実例とかを集めて行うこととなりますが、それについては、かなり大きな作業になりますし、これまでは旧町村単位の評価額を重要視いたしまして、そこからの3年間ごとの状況を勘案しながら考えてまいりました。

富永委員 国では毎年の評価替えが困難だから、3年に1回はしなさいよということだと思っ  
んですけれども、市では全部でなくても、例えば一部分でも評価をして大きな変化がないか  
らしないと決定して、しなかったのか、そこまでの調査をしないで評価替えしなかったのか。

斎藤税務課長 3年に1度の評価替えを行う際には、土地の調査は行いますが、近傍の標準地  
が決められておりまして、標準地の付近での売買実例を確認いたしまして行っておりますが、  
例えば買い取りの要素が他のものに転用されることによって高額で買い取りされたりだとか、  
さまざまなパターンがありまして、実際の山林の評価に反映できないものもありますが、こ  
れについては調べないわけではなくて、3年に1度は確認をしております。

富永委員 この平成30年から令和3年にかけて、8回の精通者会議をしているとのことでは  
すけれども、この6人の精通者はどういった業種、職種の方だったのでしょうか。

斎藤税務課長 主に森林組合に所属されている方です。魚沼市森林組合、湯之谷地域森林組合、  
魚沼森林整備員をされている方です。

富永委員 森林の仕事をしているとのこと、財産の評価をするという立場から適切だったの  
でしょうか。

斎藤税務課長 実際に森林に携わる方が適当な方なのかという部分で、私どもの考えとしまし  
ては、森林組合に所属されている方が最も適当と考えています。これまでの歴史とかそうい  
ったものにも精通されている方がおりますし、地域性や見識のある方もいらっしゃいます。

富永委員 その辺の人選の仕方は疑問だと思えますけれど、それはそれとして、この説明資料  
の(2)旧評価額との比較表があるんですけど、計の欄に評価の前後の金額を同額にしてま  
すけど、これは評価をして同額にすることではなくて、評価をして上げるべきところは上げ  
る、下げるところは下げる。そして結果として同額になったのならいいんですけど、評価の  
前後で同額とするために、この金額を設定したのかどうなのか、疑問なんですけど、どうい  
うふうな趣旨でこうなったのか。

斎藤税務課長 今回の評価の統合について、これを決めるにあたっては売買実例とかそういっ  
たものがなくて、今まで多くの評価額、状況類似地区が存在しており、それをそのまま続け  
ていくというのが適当ではないというところから、まずは、それを統合させるというところ  
に重点を置いて、このようにさせていただいております。

富永委員 そうすると違うんじゃないかなと思うんですけど、やはり売買実例とかを調査を  
して、実際にここの地域のこの山林はどれぐらいの価値があるのかということ調べて、や  
るべきであって、単に統合させるという目的だけで、加重平均で多分出していると思うん  
ですけど、これだと、うまくないんじゃないかと私は思うんですよね。ですので、今回こ  
ういった提案をされていますけど、それぞれの地域で、この山林は1平方メートルあたり、ど  
れぐらいの価値があるんだということの評価した上で、見直しをするべきであって、単に統  
合するために評価替えの前後で平均的な金額が一致するようにするっていうことでは私はない  
と思うんですけど、いかがですか。

大塚市民福祉部長 今回の統合につきましては、今ほど税務課長が申し上げたとおり、まずは  
非常に多くの地区、異なった価格を持つ地区があるというところを統合したいのが一番の大  
きな目的でありますので、今後また例えば価格について見直しが必要であるということにつ  
きましては、次の段階で説明するような形にならざるを得ないのかなというふうに考えてお  
ります。

富永委員 わかりました。そのために8回も会議が必要だったのか、1回の会議で済むんじゃないかと思うんですけど、ぜひ次回3年後には、きちんと各山林の評価をされて市内同一の条件で評価できるようにするべきだと思いますが、いかがですか。

大塚市民福祉部長 また次回に向けていろいろと課題があると思いますので、そういったところも含めて研究させていただきたいと考えています。

佐藤（肇）委員長 ほかにございませんか。（なし）ないので、本件については引き続き、また調査をさせていただきたいと思います。ここでしばらくの間、休憩といたします。

休 憩（11：07）

再 開（11：20）

佐藤（肇）委員長 休憩を解き会議を再開します。

#### ・令和4年度地方税制改正について

佐藤（肇）委員長 次に令和4年度地方税制改正についてを議題といたします。資料がありますので執行部の説明を求めます。

大塚市民福祉部長 それでは令和4年度地方税制改正について説明を申し上げます。令和4年度税制改正の大綱のうち、地方税関係の概要につきまして、本市に関係する部分を中心にご説明をしたいと思います。詳細につきましては、税務課長に説明させますのでよろしく願いいたします。

斎藤税務課長 （資料「令和4年度地方税制改正（案）について」により説明）

佐藤（肇）委員長 本件について質疑を受けたいと思います。ございませんか。（なし）ないので本件については引き続き調査をさせていただきたいと思います。

#### ・令和4年度地方税法改正に伴う国民健康保険税の課税限度額の見直しについて

佐藤（肇）委員長 次に令和4年度地方税法改正に伴う国民健康保険税の課税限度額の見直しについてを議題といたします。資料が配布されておりますので説明を求めます。

大塚市民福祉部長 それでは、令和4年度地方税法改正に伴う国民健康保険税の課税限度額の見直しについてを説明したいと思います。今ほど令和4年度の地方税制改正案について、ご説明申し上げたところでありますが、そのほかに地方税法の改正が予定されている中に、国民健康保険税の課税限度額の見直しも含まれておりまして、この限度額の見直しにつきましては、2年ぶりとなります。配布の資料に沿って説明したいと思います。（資料「国民健康保険税の課税限度額の見直し」により説明）

佐藤（肇）委員長 それでは質疑を受けたいと思います。ございませんか。（なし）ないので本件についてはまた条例等でできました時に引き続き調査をさせていただきたいと思いますのでよろしく願いをいたします。

## ・都市構造再編集中支援事業 都市再生整備計画小出地区について

佐藤（肇）委員長　それでは次に、都市構造再編集中支援事業 都市再生整備計画小出地区についてを議題といたします。資料が配布されておりますので説明をお願いします。

星産業経済部副部長　1月19日の産業厚生委員会におきまして、小出地区の都市再生整備計画都市構造再編集中支援事業の素案につきまして、概要の説明をさせていただきましたけれども、計画の策定が進みましたのでその内容につきまして、説明をいたします。旧小出庁舎跡地に整備する図書館と地域交流センターの複合施設である生涯学習センターの建設を中心に、対象事業の整理とか、概算事業費の精査、目標値の設定など、県とやりとりし国土交通省の採択に向けて、都市再生整備計画の提出の準備を進めているところであります。計画の詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますが、個々の事業につきましては、それぞれの担当課が実施することになりますので、よろしく願いいたします。

斉藤都市整備課長　（資料「都市再生整備計画 小出地区」により説明）

本計画は県と国交省からの修正依頼が入り、一部修正を行う場合があります。また、算定中の数値については仮数値となる場合がございます。本計画につきましては、市長決裁をもって成案とする予定であります。

佐藤（肇）委員長　今、説明のとおり、これから採択等を受けなければならない部分もございますので、成り行きを見守りながら、説明を受けさせていただきたいと思っております。本日どうしても確認しておきたいことがございましたらお願いします。

富永委員　A3の資料の最後から2枚目のところの一番右の列に費用便益費欄がありますが、そこに算定中のところもあるんですけども、棒線のところは費用便益費を算定しなくてもよいのですか。

斉藤都市整備課長　ご指摘のとおりでありまして、図書館以外は費用便益費の算定は必要ないというふうに定められています。

佐藤（肇）委員長　ほかに質疑はありますか。（なし）ないので、本件については引き続き調査をいたします。

## ・魚沼市観光振興計画（案）のパブリックコメントの結果について

佐藤（肇）委員長　次に魚沼市観光振興計画（案）のパブリックコメントの結果について議題といたします。資料が配付されておりますので執行部の説明を求めます。

武藤産業経済部長　それでは、かねてより進めてまいりました魚沼市観光振興計画につきまして、パブリックコメントの結果が出ましたので観光課長が説明を申し上げます。

鈴木観光課長　（資料「魚沼市観光振興計画（案）パブリックコメントの結果とその反映状況」により説明）

なお、この委員会での説明後に市長決裁を経て、この観光振興計画を成案ということで進めたいと考えています。

佐藤（肇）委員長　それでは質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

富永委員　魚沼市観光振興計画なんですけども、一番大事なところは、市内の全市民、全業種全事業所が魚沼市をピーアールして、いかに市に来てもらったり、市のものを買ってもらう

かというものを作り上げるための計画だと思うんですけど、その辺の記載がない。なので一番最初の第1章の1. 趣旨目的のところに記載をするべきだと思うんですけど、具体的な計画ですけども、そこの一文を書いておく必要があると思うんです。その表現が少しは書いてあるんですけど薄いので、そこをどう考えますか。

鈴木観光課長　　ご指摘の部分4ページには市民一人一人や事業者が観光を自分のこととして捉え、地域の宝に光を当てるということで、表現としての意味合いが弱いのではないかとこのこととございますが、24ページの受け入れ環境体制の整備のところにおいても、市民一人一人が魚沼の魅力に自信と誇りを持ち、自らを広告塔となって市外の友人や知人に発信してもらえるような体制づくりを目指していくという記載をさせていただいております。また、30ページには、それぞれの役割として観光事業者、観光関係団体、市民の役割の記載をさせてもっております。内容的にもう少し強くとのご指摘を頭に入れながら、実際のアクションプランで市民一人一人も巻き込んだ施策にしていきたいと思っております。

富永委員　　その考えはアクションプランではなく、この一番の基となる計画に記載しておくべきであって、そこは強く意見として申し上げます。

鈴木観光課長　　意見として賜りたいと思います。

富永委員　　次にパブリックコメントで一部の方が意見を寄せられているということで、平ヶ岳は土日になると駐車場があふれるくらいの方が訪れています。それだけ有名なんです。単に百名山を有しているという表現ではなくて、具体的に二つ三つ山の名前を記載するべきだと思いますが、今後の検討となりますか。

鈴木観光課長　　パブリックコメントの内容につきましては、決裁を経て公表しているところとございます。実際のこれからのピーアールの部分では、しっかりと山の部分の強みを明確にしながら事業を推進していきたいと思っております。

富永委員　　作った計画を変えたくない気持ちがあるのかどうか、そこはきちんと記載するべきだと思うんですね。コシヒカリだけでなく、いろんな観光資源があるということをやっぱり書いておくべきなんですね。そこをもう一度言っていきます。それはまた後で検討してください。それから、100名山、この字が多分違うと思うんですけど、100はローマ数字ではなくて、漢字です。そこは訂正されているのですか、いかがですか。

鈴木観光課長　　ご指摘のとおり、漢数字に修正をさせていただきたいと思っております。

佐藤（肇）委員長　　ほかにございませんか。（なし）ないようですので本件については、また、引き続き調査したいと思います。

- ・ 浅草山荘における落雪による建物破損事故について
- ・ 福山峠 緑のふるさと広場における落雪による人身事故について

佐藤（肇）委員長　　それでは次に浅草山荘における落雪による建物破損事故について、それからもう一件、福山峠 緑のふるさと広場における落雪による人身事故について報告をお願いしたいと思います。

武藤産業経済部長　　この度の豪雪によりまして2件の落雪による事故報告がございます。なお、そのうち1件につきましては、大変あってはならない人身被害が発生しております。これにつきましては、監督責任を痛感するとともに皆様方にご心配をおかけしたことににつきまして、

お詫びを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。詳細につきましては、順次、担当課長が説明を申し上げます。

鈴木観光課長 観光課から浅草山荘を所管しておりますので、事故の発生状況等について説明をさせていただきたいと思います。所管課として指導又は確認が不足しており、申し訳ありませんでした。おくばりをした資料に基づいて、状況についてご説明をさせていただきたいと思います。(資料「浅草山荘における落雪による建物破損事故について(観光課)」により説明)

佐藤(肇)委員長 次に農林整備課からお願いします。

渡辺農林整備課長 私から福山峠 緑のふるさと広場における落雪による人身事故につきまして、概要を報告させていただきます。この度は人身事故というあってはならないことでありまして、大変ご迷惑ご心配をおかけしました。被害者の方におかれましては、大きな怪我等もなく安心しているところでありますが、所管する課といたしまして、今後、指定管理者への管理および指導等徹底し、事故が起こらないようにしたいと考えております。それでは資料に基づきまして、事故の状況を説明します。(資料「福山峠 緑のふるさと広場における落雪による人身事故について(農林整備課)」により説明)

佐藤(肇)委員長 本件2件の事故について、また何かあれば、次回の委員会等でお願ひしたいと思います。

#### ・国道17号羽根川橋の耐震補強工事に伴う交通規制について

佐藤(肇)委員長 次に国道17号羽根川橋の耐震補強工事に伴う交通規制についてお願いします。

星産業経済部副部長 昨年の9月に報告させていただきました、国道17号の羽根川橋の耐震補強工事に伴う交通規制につきまして、資料はありませんが、口頭にてご報告いたします。令和3年に引き続き令和4年も工事が行われます。工事期間は3月から12月までとなっております。工事期間中は羽根川橋下の踏切部分、国道352号が終日全面通行止めとなります。他に、市道羽根川堤防道路1号線及び羽根川の堤防道路も終日全面通行止めとなります。また、国道17号におきましても工事期間中すべてではありませんが片側交互通行になる期間がございます。地域への説明は、3月7日に説明会を開催し、地元への理解を得る予定となっております。昨年の工事では、発注者側の長岡国道事務所と現場側の東日本旅客鉄道が発注した東鉄工業との連絡不足で、地元の方に不安と心配、ご迷惑をかけてしまいました。今回はそのようなことがないように、地元への丁寧な説明と対応を発注者側にお願いしているところであります。バス事業者ですとか清掃事業者に対しましても地元説明会までに連絡を取るというふうに聞いております。市民生活への影響も大きいことから、この交通規制の内容につきましては、市の広報に掲載して周知するとともにホームページでも周知したいと考えております。

佐藤(肇)委員長 本件についても、また詳細がでてきたら説明を受けたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。ほかに執行部からありますか。

#### ・落雪による越又川の河道閉塞について

星産業経済部副部長　雪の関係で越又川の河川の閉塞についてご報告いたします。昨年も雪が落ちて河川が閉塞しまして、家屋の床下浸水の被害がございましたけれども、今年も同じ場所で雪が崩れました。3月2日の午後6時ころ、雪が落ちまして河川が一時閉塞したんですけれども、すぐ水は通水になりました。被害はございませんでした。次の日3月3日の9時に市と県、地元の方と業者の方も含めて現場を確認しております。ただ、まだ斜面の雪が全部落ちている状況ではありませんので、河川の雪を撤去する作業ができない状況になっております。もし、その雪が落ちて河川が閉塞したとしても、その水が家屋に影響を及ぼさないように、水の通路は確保しているところであります。もし、その雪が落ちた場合に対しては今、業者の方はそこに重機を置いておりますのですぐ対応できるような体制はとっております。以上報告とさせていただきます。

・ **有料老人ホーム「ひめさゆり」の地域密着型特別養護老人ホームへの種別変更について**

小島市民福祉部副部長　口頭で1件だけ報告をさせていただきたいと思います。12月の産業厚生委員会で報告をさせていただいた件なんですけど、市内のある法人につきまして、現在運営している施設を特別養護老人ホームに種別変更したいという申し出があり報告させていただきました。その続報でございます。現在、入広瀬地内にあります有料老人ホームのひめさゆりですが、こちらを運営しております一般社団法人の愛郷会が、現在の有料老人ホームの施設を改修して、定員29人以下の地域密着型特別養護老人ホームに種別変更したいという申し出がございました。なお、詳細については協議中でありまして、今後、経過等につきましては、また委員会において説明をさせていただきたいと思います。

佐藤（肇）委員長　本件についても、本日は報告を受け入れるのみとさせていただきたいと思います。ほかにございませんか。

- ・ **J R只見線 大白川・只見駅間の雪崩警戒のための計画運休について**
- ・ **魚沼市自然環境保全条例に基づく保全地区の指定について**

大塚市民福祉部長　2件ほど報告させていただきたいと思います。1件目は只見線の関係ですが、雪の影響で2月22日、23日と全区間運休。それからその後、2月24日から本日まで大白川駅から只見駅まで落雪等の危険があるということで運休しております。J Rから3月5日から3月18日まで、同様に大白川駅から只見駅間の計画運休をさせていただきたいということで連絡がありましたので報告させていただきます。2件目になりますが、市の自然環境保全条例に基づく保全地区の指定につきまして、原虫野のザゼンソウ群生地について動植物保護地区として令和4年4月1日から指定することとなりましたのでご報告します。

佐藤（肇）委員長　次に要望書が資料のとおり配布されております。湯之谷商工会から豚舎の臭気について要望書が提出されておりますのでご報告させていただきます。ほかに委員の皆さんから何かありますか。（なし）ないようですので、本日は以上とさせていただきます。会議録の調製については委員長に一任願います。なお、スキー場の関係につきましては、改めまして、3月7日の午後1時30分より委員会を開催させていただきます。これで本日の産業



厚生委員会を閉会いたします。

閉 会 (12 : 14)